

第5次計画策定の経過

年月日	内 容
令和5(2023)年 3月24日	【北九州市男女共同参画審議会】 ○諮問 ○男女共同参画に関する現状 ○次期計画の骨格
7月5日	【北九州市男女共同参画審議会】 ○男女共同参画に関する現状と課題 ○次期計画の骨格
11月21日	【北九州市男女共同参画審議会】 ○答申素案
令和6(2024)年 2月13日	【北九州市男女共同参画審議会】 ○答申書策定
2月22日	○市長に答申

用 語 解 説

【あ】

アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

イクボス

職場でともに働く部下やスタッフの“仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）”を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら組織の結果も出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。

部下や社会、そして組織を育（イク）てる上司（ボス）の略。

男性に限らず、女性管理職も対象である。

ESD

持続可能な開発のための教育〔Education for Sustainable Development〕の略。

持続可能な社会を実現するための教育で、環境教育、人権教育など、幅広い分野の教育を総合的に進めるもので、子どもから大人までを対象としており、学校のみならず家庭、社会、職場などあらゆる場で行われる。

一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、よりよい社会づくりに参画するための力を育む教育のこと。

ESD は持続可能な社会の担い手づくりを通じて、SDGs の 17 全ての目標の達成に貢献するものである。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。地球規模の課題に対応するため、2015年の「国連持続可能な開発サミット」で193のすべての国連加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中に盛り込まれた2030年までの国際目標。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、働きがい・経済成長、気候変動対策などの17のゴールと169のターゲットが掲げられており、今後、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組んでいくための、もっとも重要なキーワード、新たなものさしとなる。

NPO（民間非営利組織）

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称をいう。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになる。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」という。

法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。

L字カーブ

日本の女性の労働者の正規雇用比率を年齢階層別にグラフ化したとき、20歳代をピークに右肩下がりで低下し、アルファベットのLのような形になることをいう。

エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

[か]

困難を抱えた女性等

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性のこと。

[さ]

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作られられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

ジェンダーギャップ指数

世界経済フォーラムが各国の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等。

性別による固定的役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

[た]

ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった男女間における暴力のこと。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、交友関係やメールの内容を細かく監視するといった「精神的暴力」、いやがっているのに性行為を強要するといった「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」なども含まれる。婚姻関係にない交際相手からの暴力は「デートDV」と言われる。

テレワーク

情報通信技術（ICT）を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことで、「tele＝離れたところで」と「work＝働く」をあわせた造語。政府は、「テレワーク人口倍増アクションプラン」を平成 19 年に策定し、平成 22 年からは「新たな情報通信技術戦略」に引き継がれ、多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境整備のため、テレワークの普及に取り組んでいる。

特定健診

生活習慣病の増加に伴い、平成 20 年度に始まった 40 歳～74 歳を対象とするメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防のための健康診査のこと。医療保険者に実施が義務付けられる。

〔は〕

保護命令

配偶者等からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者等から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者に対して発する命令のこと。保護命令には、被害者への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令、被害者の同居の子又は親族等への接近禁止命令、退去命令がある。

〔ま〕

マタニティ・ハラスメント

働く女性に対して、妊娠・出産・育児休業等を理由に解雇・雇止め・降格等の不利益な取り扱いを行うこと。また、精神的・肉体的な嫌がらせを職場で行うこと。

まちづくり協議会

概ね小学校区を基本として、自治会や社会福祉協議会、婦人会、老人クラブ、子ども会、民生委員・児童委員、学校などの地域団体が構成され、各団体の意見の調整を行い、地域課題の解決等自主的な活動による地域づくりを進める地域団体のこと。

民間シェルター

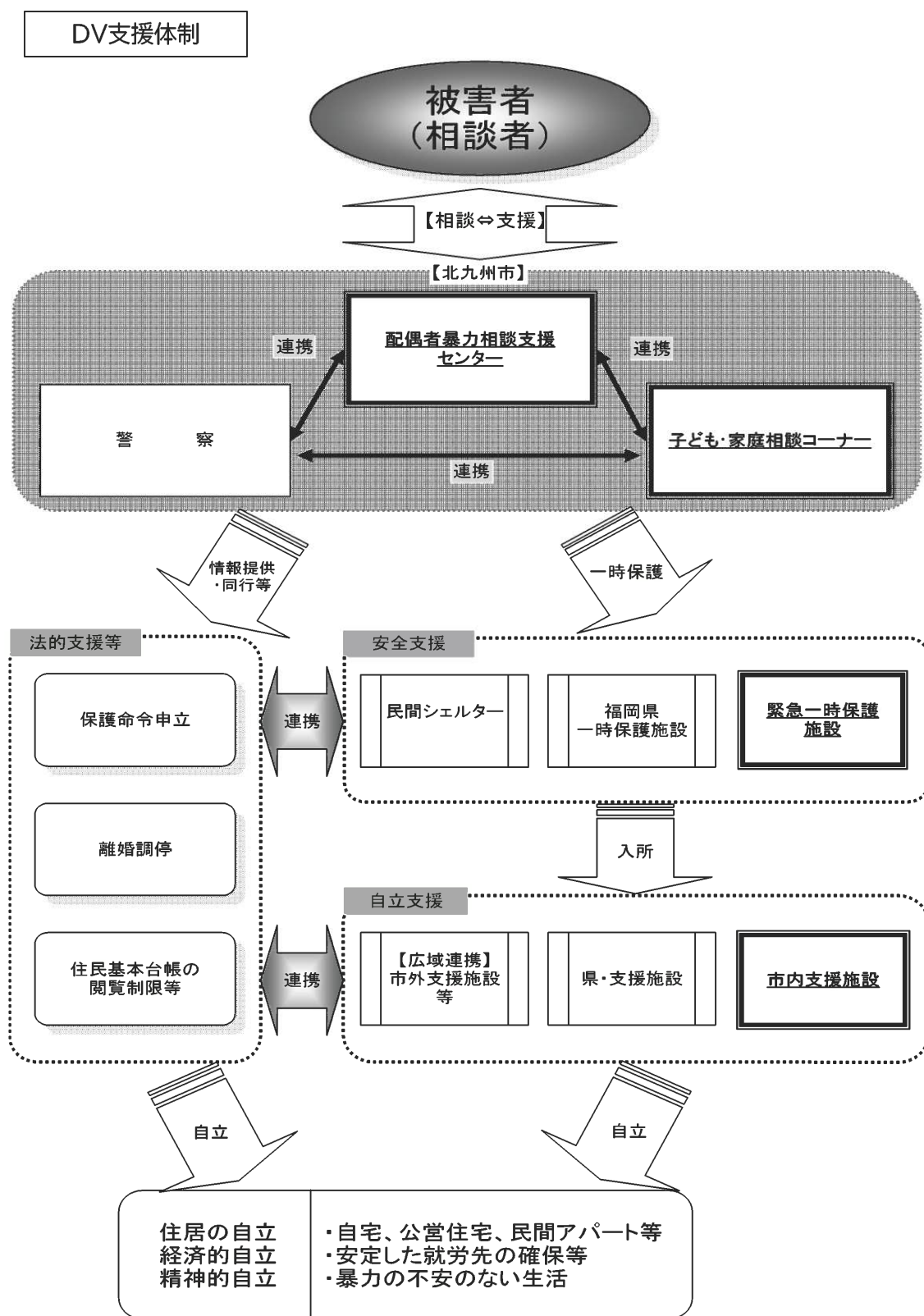
暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる民間団体によって運営されている施設のこと。被害者の一時保護にとどまらず、相談への対応、被害者の自立へ向けたサポートなど、被害者に対する様々な援助を行っている。

[ら]

リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成 6 年(1994 年)の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成 7 年(1995 年)の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。



北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例

平成 14 年 3 月 28 日条例第 16 号
改正 平成 14 年 6 月 24 日条例第 54 号

北九州市は、市民一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らすことができるまちづくりを進めている。これまで、多くの市民と協力しながら、男女平等の促進、女性の社会参画の支援、アジア地域との女性の地位向上に関する相互協力など北九州市の実情に応じた様々な取組を行ってきた。

しかしながら、男女の人権が尊重される社会を実現するには、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の急速な進展など北九州市の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力あるまちづくりを進める上で、男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することができる社会の実現が求められている。

このような状況の中、男女が社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の形成は、市政の重要課題である。

ここに、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、その実現に向けての基本理念を明らかにするとともにその方向性を示し、市民、事業者と協力しながら、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、個人の尊重及び法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり男女の人権が尊重される社会を実現すること並びに少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画社会の形成は、男女が互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画社会の形成の推進が国際社会における男女共同参画社会の形成に関する取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な相互協力の下に行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める男女共同参画社会の形成に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画社会の形成の推進に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るとともに協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女が、職業生活と家庭生活とを両立して行うことができるようにするための支援を行う等男女共同参画社会の形成の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に関し、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(人権侵害行為の禁止)

第 7 条 何人も、性別による差別的取扱い、配偶者等に対する暴力、セクシュアルハラスメント(性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。)その他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為が人権を侵害する行為であることを認識し、これを行ってはならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 8 条 市長は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的に講ずべき男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北九州市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、男女共同参画基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 9 条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(市民の理解を深めるための措置)

第 10 条 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、基本理念に関する市民の理解を深めるため、学校教育、社会教育その他の教育活動にかかわる者に対して適切

な支援を行うものとする。

(相談)

第 11 条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における市民からの相談を処理するため、関係機関と連携して、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第 12 条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(国際的な協力のための措置)

第 13 条 市は、アジアの地域をはじめとする海外の地域との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、国際社会における男女共同参画社会の形成と貧困、人口、開発等の問題とが密接に関連していることを考慮して、これを行うものとする。

(市民及び民間の団体に対する支援)

第 14 条 市は、市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画センター)

第 15 条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組の拠点となる施設として、男女共同参画センターを設けるものとする。

(年次報告)

第 16 条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第 3 章 北九州市男女共同参画審議会

第 17 条 市に北九州市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 男女共同参画基本計画に基づき市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

- 5 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 6 委員及び臨時委員は、学識経験のある者、関係機関の代表者、市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。
- 7 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。
- 9 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(任期の特例)

付 則(平成14年6月24日条例第54号)

この条例は、平成14年6月24日から施行する。